

令和二年七月二十八日付け奈良県公報第百二十五号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和三年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量及び数値地形図データ作成）
- 二 測量の地域 天理市九条町ほか及び山辺郡山添村ほか
- 三 測量の期間 （変更前）令和二年七月十日から同年十一月三十日まで
（変更後）令和二年七月十日から令和三年一月二十九日まで